

漏水減免について

(1) 申請方法

水道メーターより内側で漏水が発生した場合、漏水箇所によっては、漏水量の一部に相当する上下水道料金を減免することができます。「箕面市指定給水装置工事事業者」で修繕後、料金センター(072-724-6756)にご相談のうえ、窓口で申請してください。

- 地中や壁の中の水道管（埋設管）からの漏水や、貯水槽や給湯器に接続する水道管からの水漏れで、漏れた水が外部に流れないため、発見しがたい場合の漏水に限られます。（トイレ、蛇口などからの漏水は対象外です。）
- 漏水による上下水道料金減免の対象になるのは1回分のみで、漏水量が全量減免できるわけではありません。漏水が生じると普段より多額の水道料金を負担いただくことになります。水漏れのおそれがある場合は、早急に確認し、修繕してください。
- 法令の定めにより、箕面市内で給水装置工事ができるのは、「箕面市指定給水装置工事事業者」に限られます。漏水修繕は、必ず箕面市指定給水装置工事事業者で行ってください。箕面市指定給水装置工事事業者以外の事業者で修繕された場合、減免することはできません。

(2) 漏水減免を受ける場合の料金計算

【ステップ1】 「普段の使用水量」の推定

原則、過去3回分の平均水量を「普段の使用水量」と推定します。

（季節変動があるなど、過去3回分の平均水量によることが妥当でない場合は、前年同期とするなど、可能な限り実態に近い方法で推定します。）

【ステップ2】 「漏水量」の推定

漏水していた時期を含む期間の計量水量から「ステップ1」で推定した「普段の使用水量」を差し引き、「漏水量」を推定します。

【ステップ3】 「減免水量」の計算

「ステップ2」で推定した「漏水量」を以下の表に当てはめて、「減免水量」を計算します。

	「減免水量」	料金負担いただく漏水量
生活用	「漏水量」の50%	「漏水量」の50%
生活用以外	「漏水量」の40%	「漏水量」の60%

※多量漏水の場合、料金負担いただく漏水量に上限を設けています。

【ステップ4】 料金負担いただく水量の計算

「計量水量」から「ステップ3」で算出した「減免水量」を差し引くと、減免後に料金負担いただく水量になります。

【ステップ5】 料金計算

水道料金については、「ステップ4」で算出した水量を料金表にあてはめて、料金負担

いただきます。

なお、漏水した水については、下水道使用料を徴収しませんので、下水道使用料は「ステップ1」で推定した「普段の使用水量」分の使用料負担になります。